

改 定 後	改 定 前
<p>対象となっている場合に限ります。)</p> <p><u>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p><u>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p><u>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p><u>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</u> <u>(納税準備貯金については、Aを異動事由として適用しません。)</u></p> <p><u>A キャッシュカードの発行(再発行含む)および返却、暗証番号の変更</u></p> <p><u>B 取引店舗の変更</u></p> <p><u>C 相続等による口座名義人の変更</u></p> <p><u>ただし、総合口座取引については、総合口座取引規定第 14 条または総合口座(普通貯金無利息型)取引規定第 14 条を適用する。</u></p> <p><u>12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u></p> <p><u>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p><u>① 第 11 条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p><u>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p><u>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯</u></p>	<p>(追 加)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>金者に到達した場合または当該通知を 発した日から1か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があら かじめ預金保険機構に通知した日のう ちいずれか遅い日までに通知が貯金者 の意思によらないで返送されたときを 除きます。）に</u>限ります。</p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条 第2項に定める預金等に該当すること となった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯 金に係る債権の行使が期待される事由と は、次の各号に掲げる事由のみをいうもの とし、貯金に係る債権の行使が期待される 日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当 該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措 置または契約により、この貯金について 支払が停止されたこと</u> <u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② <u>この貯金について、強制執行、仮差押 えまたは国税滞納処分（その例による処 分を含みます。）の対象となったこと</u> <u>当該手続が終了した日</u></p> <p>③ <u>法令または契約にもとづく振込の受 入れ、口座振替その他の入出金が予定さ れていること、または予定されていたこ と（ただし、当組合が入出金の予定を把 握することができるものに限りま</u>す。） <u>当該入出金が行われた日または入出金 が行われないことが確定した日</u></p> <p><u>ただし、総合口座取引については、総合 口座取引規定第14条または総合口座（普通 貯金無利息型）取引規定第14条を適用する。</u></p> <p>13. <u>（休眠預金等代替金に関する取扱い）</u></p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない</u></p>	<p>(追 加)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p><u>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p><u>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p><u>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p><u>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p><u>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p><u>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p><u>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p><u>ただし、総合口座取引については、総合口</u></p>	

「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
<p>1. (総合口座取引) (省略)</p> <p>13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p><u>14. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</u></p> <p><u>(1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合(当組合の当該各取引の規定により取扱います。)、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成29年12月29日現在)</u></p>	<p>1. (総合口座取引) (同左)</p> <p>13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成28年7月1日現在)</u></p>

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。

「定期性貯金共通規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
<p>1. (定期性貯金共通規定) (省 略)</p>	<p>1. (定期性貯金共通規定) (同 左)</p>
<p>2. (証券類の受入れ) (省 略)</p>	<p>2. (証券類の受入れ) (同 左)</p>
<p>3. (貯金の解約、書替継続) (1) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の該当の定期貯金、積立式定期貯金、定期積金または通知貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。また、期日指定定期貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (2) ↳ (省 略) (4)</p>	<p>3. (貯金の解約、書替継続) (1) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の該当の定期貯金、積立式定期貯金、定期積金または通知貯金解約 <u>(支払)</u> 申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。また、期日指定定期貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約 <u>(支払)</u> 申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (2) ↳ (同 左) (4)</p>
<p>4. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等) (省 略)</p>	<p>4. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等) (同 左)</p>
<p>5. (成年後見人等の届出) (省 略)</p>	<p>5. (成年後見人等の届出) (同 左)</p>
<p>6. (印鑑照合) 定期貯金、積立式定期貯金、定期積金または通知貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、<u>払戻請求書</u>、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取</p>	<p>6. (印鑑照合) 定期貯金、積立式定期貯金、定期積金または通知貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましう</p>

改 定 後	改 定 前
<p>扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>えは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>
<p>7. (盗難通帳・証書による払戻し等) (省 略)</p>	<p>7. (盗難通帳・証書による払戻し等) (同 左)</p>
<p>10. (保険事故発生時における貯金契約者からの相殺)</p>	<p>10. (保険事故発生時における貯金契約者からの相殺)</p>
<p>11. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p><u>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</u></p> <p><u>② 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)</u></p> <p><u>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p><u>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p><u>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越</u></p>	<p>(追 加)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>があったこと</u></p> <p><u>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</u></p> <p><u>ただし、積立式定期貯金、定期積金および通知貯金については、積立式定期貯金規定第5条、定期積金規定第10条および通知貯金規定第3条を適用する。</u></p> <p><u>12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u></p> <p><u>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p><u>① 第11条に掲げる異動が最後であった日</u></p> <p><u>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p><u>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。</u></p> <p><u>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待され</u></p>	<p><u>(追 加)</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>る日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p><u>A 第 11 条に掲げる異動事由</u></p> <p><u>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p> <p><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）</u></p> <p><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p><u>ただし、積立式定期貯金、定期積金および通知貯金については、積立式定期貯金規定</u></p>	

改 定 後	改 定 前
<p><u>第6条、定期積金規定第11条および通知貯金規定第4条を適用する。</u></p> <p>13. <u>(休眠預金等代替金に関する取扱い)</u></p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法に</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(追 加)</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>もとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとしします。</u></p> <p><u>14.</u> (規定の変更等) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成29年12月29日現在)</u></p>	<p><u>11.</u> (規定の変更等) (同 左)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成25年3月1日現在)</u></p>

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。

「定期積金規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改定後	改定前
<p>1. (掛金の払込み) \ (省略)</p> <p>9. (満期日以後の利息)</p> <p><u>10. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</u> <u>当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)</u>にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</u></p> <p>② <u>積金契約者等から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)</u>の対象となっている場合に限ります。)</p> <p><u>A 公告の対象となる積金であるかの該当性</u></p> <p><u>B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>④ <u>積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと</u></p> <p><u>A 取引店舗の変更</u></p> <p><u>B 相続等による口座名義人の変更</u></p>	<p>1. (掛金の払込み) \ (同左)</p> <p>9. (満期日以後の利息)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p>11. <u>(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u></p> <p><u>(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p><u>① 第 10 条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p><u>② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p><u>③ 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を發した日から 1 か月を経過した場合(1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除きます。) に限ります。</u></p> <p><u>④ この積金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p><u>(2) 第 1 項第 2 号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p><u>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p> <p><u>② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと</u> <u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p><u>③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(追 加)</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>分を含みます。)の対象となったこと</u> <u>当該手続が終了した日</u> ④ <u>法令または契約にもとづく振込の受</u> <u>入れ、口座振替その他の入出金が予定さ</u> <u>れていること、または予定されていたこ</u> <u>と(ただし、当組合が入出金の予定を把</u> <u>握することができるものに限りま</u> <u>す。)</u> <u>当該入出金が行われた日または入出金</u> <u>が行われないことが確定した日</u> 以 上 <u>(平成29年12月29日現在)</u></p>	<p>以 上 <u>(平成25年3月1日現在)</u></p>

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。

「通知貯金規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改定後	改定前
<p>1. (貯金の支払時期等) (省略)</p> <p>2. (利息) (省略)</p> <p>3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)</u>にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)</u></p> <p><u>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p><u>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) <u>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p>	<p>1. (貯金の支払時期等) (同左)</p> <p>2. (利息) (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p>① <u>第3条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p><u>A 第3条に掲げる異動事由</u></p> <p><u>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日また</u></p>	

改 定 後	改 定 前
<p><u>は当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に</u> <u>限ります。</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について</u> <u>支払が停止されたこと</u> <u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと</u> <u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。)</u> <u>当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成29年12月29日現在)</u></p>	<p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成25年3月1日現在)</u></p>

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。

「当座勘定規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
<p>1. (当座勘定への受入れ) (省略)</p> <p>28. (保険事故発生時における本人からの相殺)</p> <p>29. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)</u>にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p><u>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</u></p> <p><u>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)</u></p> <p><u>③ 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)</u></p> <p><u>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p><u>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p><u>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p><u>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと</u></p> <p><u>A 取引店舗の変更</u></p>	<p>1. (当座勘定への受入れ) (同左)</p> <p>28. (保険事故発生時における本人からの相殺)</p> <p>(追加)</p>

改 定 後	改 定 前
<p style="text-align: center;"><u>B 相続等による口座名義人の変更</u></p> <p>30. <u>(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u></p> <p><u>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p><u>① 第 29 条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p><u>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p><u>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合(1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。</u></p> <p><u>④ この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p><u>(2) 第 1 項第 2 号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p><u>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u> <u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p><u>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(追 加)</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>分を含みます。)の対象となったこと</u> <u>当該手続が終了した日</u></p> <p>③ <u>法令または契約にもとづく振込の受</u> <u>入れ、口座振替その他の入出金が予定さ</u> <u>れていること、または予定されていたこ</u> <u>と(ただし、当組合が入出金の予定を把</u> <u>握することができるものに限りま</u> <u>す。)</u> <u>当該入出金が行われた日または入出金</u> <u>が行われないことが確定した日</u></p> <p>31. <u>(休眠預金等代替金に関する取扱い)</u></p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない</u> <u>場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯</u> <u>金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金</u> <u>保険機構に対する休眠預金等代替金債権</u> <u>を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じ</u> <u>て、この貯金に係る休眠預金等代替金債権</u> <u>の支払を請求することができます。この場</u> <u>合において、当組合が承諾したときは、貯</u> <u>金者は、当組合に対して有していた貯金債</u> <u>権を取得する方法によって、休眠預金等代</u> <u>替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次</u> <u>に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等</u> <u>活用法第7条第2項による申出および支</u> <u>払の請求をすることについて、あらかじめ</u> <u>当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の</u> <u>支払を目的とする債権に対する強制執</u> <u>行、仮差押えまたは国税滞納処分(その</u> <u>例による処分を含みます。)が行われた</u> <u>こと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満た</u> <u>す場合に限り、貯金者等に代わって第3項</u> <u>による休眠預金等代替金の支払を請求す</u> <u>ることを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等</u></p>	<p>(追 加)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p><u>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p><u>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p><u>32. (規定の変更等)</u> (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成29年12月29日現在)</u></p>	<p><u>29. (規定の変更等)</u> (同 左)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成25年3月1日現在)</u></p>

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。